

○ 経済産業省
環境省 令第二号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）の施行に伴い、
割当量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年六月十三日

経済産業大臣 甘利 明

環境大臣 鴨下 一郎

割当量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する省令

割当量口座簿の運営等に関する省令（平成十九年 経済産業省 令第一号）の一部を次のように改正する。
環境省

第五条第二項を次のように改める。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請を行う口座名義人の登記事項証明書及び印鑑証明書

二 京都議定書第十二条3(b)に規定する認証された排出削減量のうち植林事業に係る認証された排出削減
量に関する国際的な決定に基づくものの国の管理口座への償却を目的とする振替の申請を行う場合にあ

つては、申請を行う口座名義人が当該申請に係る京都議定書第十二条3(b)に規定する認証された排出削減量と同量の算定割当量を国の管理口座に移転する旨を記載した書面

第六条を次のように改める。

(申請による算定割当量の振替を行わない場合)

第六条 法第三十四条第四項及び第五項の環境省令・経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 事務局から特定認証排出削減量に係る森林の滅失等に伴う措置を求める通知があつた場合における当該通知に係る特定認証排出削減量の振替の申請(法第三十四条第三項第三号ハに掲げる目的で行われるものを除く。)である場合

二 令第八条に規定する算定割当量についての処分の制限に関する事項の記録がある算定割当量の振替の申請である場合

第七条の次に次の三条を加える。

(特定認証排出削減量)

第七条の二 法第三十四条の二第一項の環境省令・経済産業省令で定める京都議定書第十二条3(b)に規定す

る認証された排出削減量は、植林事業に係る認証された排出削減量に関する国際的な決定に規定する失効するまでの期間が長い認証された排出削減量とする。

（環境大臣及び経済産業大臣による通知）

第七条の三 環境大臣及び経済産業大臣は、事務局から特定認証排出削減量に係る森林の滅失等に伴う措置を求める通知があつた場合において、当該通知に係る特定認証排出削減量を保有する口座名義人が二以上ある場合には、それぞれの口座名義人が保有する特定認証排出削減量の割合に応じて算定割当量の国の管理口座への移転を求める旨の通知をするものとする。

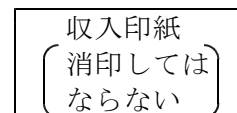
（法第三十四条の二第二項の義務の履行に用いることができな算定割当量）

第七条の四 法第三十四条の二第一項の環境省令・経済産業省令で定める算定割当量は、次に掲げるものとする。

- 一 京都議定書第十二条3(b)に規定する認証された排出削減量のうち植林事業に係る認証された排出削減量に関する国際的な決定に規定する失効するまでの期間が短い認証された排出削減量であるもの
- 二 特定認証排出削減量に係る森林の滅失等に伴う措置を求める事務局からの通知に係る特定認証排出削減

減量に係る植林事業以外の植林事業から生ずる特定認証排出削減量

第十五条中「国際的な決定」を「割当量の計算方法に関する国際的な決定」に改める。
様式第三を次のように改める。



算定割当量の振替申請書

年 月 日

環境大臣 殿
 経済産業大臣 殿

申請者 住所
 名称及び代表者の氏名 印

地球温暖化対策の推進に関する法律第三十四条第二項の規定により、算定割当量の振替について、次のとおり申請します。

振替元口座	
口座番号	
(ふりがな)	-----
口座名義人の名称	

振替先口座	
口座番号	
(ふりがな)	-----
口座名義人の名称※1	
備考※2	

- ※1 京都議定書の他の締約国（以下「他の締約国」という。）に存在する口座への算定割当量の振替を申請する場合には、当該他の締約国名を記入すること。
- ※2 国の管理口座への移転を行う場合には、取消し（割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、算定割当量を京都議定書第三条に基づく約束の履行に用いることができない状態にすることをいう。）を目的とする移転、償却（割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、国が算定割当量を京都議定書第三条に基づく約束の履行に用いることをいう。）を目的とする移転又は法第三十四条第三項第三号ハに規定する目的で行う移転の別を備考欄に記入すること。なお、無償で国の管理口座に算定割当量を移転する場合には、その旨も併記すること。

振替に係る算定割当量の種別ごとの数量及び識別番号		
算定割当量の種別※	数量 (t-CO2)	識別番号
		~
		~
		~
		~
		~
		~
		~
		~
		~

※算定割当量の種別欄には、AAU（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第二条第六項第一号に規定する割当量をいう。）、RMU（法第二条第六項第二号又は第五号に規定する割当量をいう。）、ERU（法第二条第六項第三号に規定する排出削減単位をいう。）、tCER（京都議定書第十二条3(b)に規定する認証された排出削減量のうち植林事業に係る認

証された排出削減量に関する国際的な決定に規定する失効するまでの期間が短い認証された排出削減量をいう。)、ICER (法第三十四条の二第一項に規定する特定認証排出削減量をいう。)
) 又は CER (法第二条第六項第四号に規定する認証された排出削減量のうち、tCER 及び ICER 以外のものをいう。) の別を記入すること。

備考 申請書の用紙の大きさは日本工業規格 A4 とすること。

第4条第4項第1号イ中「ICER（法第2条第6項第4号に規定する認証された排出削減量のうち、新規植林又は再植林事業に関する国際的な決定に基づき Temporary CER とされた排出削減量をいう。）」

「ICER（京都議定書第12条3(b)に規定する認証された排出削減量のうち植林事業に係る認証された排出削減量に関する国際的な決定に規定する失効するまでの期間が短い認証された排出削減量をいう。）」

「ICER（法第2条第6項第4号に規定する認証された排出削減量のうち、新規植林又は再植林事業に関する国際的な決定に基づき Long-term CER とされた排出削減量をいう。）」

「ICER（法第34条の2第1項に規定する特定認証排出削減量をいう。）」

附 則

この省令は、公布の日から施行する。